

令和2年4月1日制定
令和4年3月29日改正
令和6年4月1日改正
令和7年3月31日改正

宝塚市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等助成金交付要綱

宝塚市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等助成金交付要綱（平成23年9月30日の全部を改正する。

（通則）

第1条 宝塚市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等助成金の交付については、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）に定めるものによるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この要綱は、市内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術、去勢手術に要する経費等の一部を助成することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境を保持することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力病院 宝塚市内で開業している動物病院をいう。
- (2) 不妊手術 協力病院において実施する、卵巣又は卵巣及び子宮を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (3) 去勢手術 協力病院において実施する、精巣を摘出して生殖を不能にする手術をいう。
- (4) NPO法人 本市と飼い主のいない猫に対する支援協力に関する協定を締結している特定非営利活動法人をいう。

（助成の対象となる活動）

第4条 この要綱による助成の対象となる地域猫活動及びこの活動に附帯する活動（以下「附帯活動」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 取組みを行う地域の複数の住民が協力して行われる地域猫活動であること。
- (2) 取組みを行う地域で事業活動を行っている法人及び事業所で、その役員や従業員のうちの数名が協力し、その地域で実施される地域猫活動であること。

（助成金の交付の基準）

第5条 助成金は、次の各号に定める額以内において、予算の範囲内で交付する。

- (1) 不妊手術に要する経費 一匹につき12,000円（手術費が12,000円に満たない場合はその額）ただし、施術時に妊娠が判明した時は、墮胎処置費用として親猫1匹に対し3,000円（墮胎処置費が3,000円に満たない場合はその額）を加算する。」
- (2) 去勢手術に要する経費 一匹につき8,000円（手術費が8,000円に満たない場合はその額）
- (3) 前条に規定する附帯活動に要する経費 別に市長が定める額
(助成対象者)

第6条 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で市長が適当と認める者とする。ただし、前条第3号に規定する助成金の交付対象者は、第4号に規定する者に限る。

- (1) 地域猫活動を行う地域に居住する活動の代表者
- (2) 地域猫活動を実施する地域の属する自治会等の地域の代表者
- (3) 第4条第2号に規定する法人及び事業所
- (4) NPO法人
(地域住民への説明)

第7条 第5条第1号及び第2号に規定する助成金の交付を受けようとする者は、取組を実施するに当たり、取組を行う地域の住民の理解を得るため、取組目的、取組内容等について説明を行い、又は地域の全戸にチラシ等を配布することにより周知を行うものとする。

(地域住民の協力)

第8条 前条に規定する取組の周知を受けた地域住民は、取組が円滑に進められるようできる限り協力するものとする。

(交付の申請)

第9条 第5条第1号及び第2号に規定する助成金の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、NPO法人が申請する場合は第1号に限る。

- (1) 対象地域を明示した図面
- (2) 第4条第1号、第2号に規定する協力者を記載した地域猫取組み協力者名簿(協力者は地域猫活動を行う地域内において助成事業者を含む2名以上とする)
- (3) 地域猫活動協力依頼書(NPO法人に協力を依頼する場合に限る。)

2 第5条第3号に規定する助成金の交付を受けようとする者は、飼い主のいない猫に対

する支援協力に関する協定書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条の助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金の交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書により、交付しないことを決定したときは、その旨を記載した助成金交付決定通知書により、当該申請者にその決定を通知する。

3 市長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第11条 前条第2項の規定による助成事業者が、当該通知に係る決定内容又は同条第3項の規定により付された条件により難いと認めるときは、助成金交付申請取下げ書をもって申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、その効力を失う。

(手術の実施)

第12条 第10条第2項の規定による助成事業者が、飼い主のいない猫の不妊手術、又は去勢手術を行う場合は、協力病院に当該猫を搬入し、交付決定通知書を提示の上、手術を受けるものとする。

2 協力病院は、当該猫に対し手術を行うことが適当と認めるときは、当該猫に対して手術を行うものとする。

3 助成事業者は、前項の規定による手術を完了したときは、次に掲げる書類の作成及び交付を協力病院に依頼しなければならない。

(1) 手術完了報告書

(2) 写真(当該猫1匹につき全体、耳カットがわかるもの2点)

(3) 領収書(耳カット未実施の対象猫の場合は、マイクロチップ装着分を含み、墮胎処置があった場合は墮胎処置費用を付含む。)

(4) 耳カット未実施の対象猫の場合は、動物個体識別記号登録申込書

(事業完了報告)

第13条 第5条第1号及び第2号に規定する助成金の助成事業者は、当該猫の手術が完了したときは、事業完了期限の翌日から起算して30日以内に、事業完了報告書に以下の書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、事業完了報告期限が当該年度

の末日を超える 場合には、これらの規定にかかわらず同日とする。

- (1) 前条第3項で交付された書類
- (2) 前条第3項第4号については、耳カット未実施報告書及び動物個体識別記号を登録した事が分かる資料の写し
- (3) 地域猫活動地域住民周知報告書

2 前項に規定する事業完了期限については、次の各号に掲げる交付決定日の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、当該各号に定める日が当該年度の末日を越える場合には、これらの規定にかかわらず同日とする。

- (1) 各月10日までに交付決定を行った場合、交付決定を行った日から3月を経過する日の属する月の前月の末日
- (2) 各月11日から20日までに交付決定を行った場合、交付決定を行った日から3月を経過する日の属する月の10日
- (3) 各月21日から当該月末までに交付決定を行った場合、交付決定を行った日から3月を経過する日の属する月の20日

3 第5条第3号に規定する助成金の助成事業者は、事業完了報告書に以下の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第9条第1項第3号の写し
- (2) 支援協力処理簿
(審査)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査を行い、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうか審査し、その結果を助成金確定通知書により通知する。

(決定の取消)

第15条 市長は、助成事業者が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の請求)

第16条 助成事業者は助成金の交付の請求をしようとするときは、助成金交付請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金確定通知書の写し
- (2) その他市長が必要があると認める書類
(助成金の返還)

第17条 市長は、助成金交付後、交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反が判明

したときは、助成金返還命令書により、期間を定めて助成事業者に対し、その返還を命
じることができる。

(様式)

第18条 この要綱に規定する助成金交付申請書等の様式は、市長が別に定める。

(補足)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 前項の規定によりこの要綱が効力を失う日前にされた申請については、なお従前の例
による。

附 則

この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する